

それは実態によりまして、その大学の前の短期大学の教員組織を大部分引き継ぎ、という場合もありましようし、制度的にはそうじゃない場合もあり得ると思います。しかし従来の例から見ましてどっちが多いかというお話でございますが、私も実は従来の例を十分存じませんが、今ここで引き合いに出さねえましたけれども、その昇格という名前のいかんにかかわらず、例としては前の教員を引き継いだという場合も相当あるかと存じます。これは計数的にはちょっと私申しかねます。

それから第二点でございますけれども

も、これはやはり設置者が新しい大学を作っていくこととございいますから、文部省としてはその教員組織について、適格でない者であればそうでないものでありますが、適格者であれば設置者の意向を尊重してやっていくということが建前であろうと思ひます。

○栗原委員 大体お話を聞きましたので、ぼちぼち具体的な問題に質問を移したいと思ひますが、実は今まで話をお聞きしたのは、群馬県の高崎市における短大と新しい経済の四年制大学設置に關連しての問題を尋ねたいからなものであります。この問題については、大学設置審議会の方で本日常任委員会が何かお聞きになって、二十二日に総会を開いて最後の答申案を決定するやに聞いておるのでありますが、ここでは短期大学の先生の方へ引き継がれないような実態があるやに聞いておりますけれども、これらに關連して、事情のわかつておる限り簡潔に御説明を願ひたいと思ひます。

○緒方政府委員 大学設置の認可の手続といたしまして、大学設置審議会に文部省は諮問をいたしまして、その大学設置審議会におきまして今審査中でございます。ただいまお話がございまして、これは近々に総会において結論が出ることになりましたので、その結論に基づいて文部省としては正式に認可を決定するというに相なります。

そこで今具体的にお尋ねになりました高崎経済大学の設置認可の申請の問題でございますが、これにつきましましては一応私ども事情を存しております。しかし現在文部省は設置審議会に諮問

をいたしまして、その答申を待つておる段階でございますので、その答申を待つて詳しいことは全部わかるわけでありまして、現在におきましては、その段階におきまして、文部省としては承知いたしておるのであります。

そこで、教員組織につきましまして、詳しい数等につきましましてはわかりませんが、ここに資料を持合せませんけれども、私聞きますと、現在の高崎市立の短期大学の教員の中で、一部分は新しい大学の教員組織に採用しない教員数も相当あるということは存じております。

○栗原委員 実は私昨年十一月の初めに、三宅さんという学長さんのところへある人を教授陣に加えてもらいたいというところでお願ひに行つたわけですが、ところが当時すでに九月末日限りで教授陣の構成を終つて、認可申請をしておるので、もう時間的に手おくれだということで、それではまたの機会に、こういうことでどうかということに引き下つて参りました。また私も高崎にぜひ四年制の経済学部の大学がほしいということとできる限りの努力も払つてきたわけでありまして、りっぱな大学ができることを望んでおります。ところが、意外に最近になって感情の衝突が何かは存じませんが、いろいろな問題が発生してきておる。だんだん聞いてみますと、最初に申請したときの教授陣の構成とは全然違った構成になっておるというようなことがいわれておるのです。最初に申請した教授陣の内容と現在審議にかかつておる教授陣の内容とは、それは根本的に違ふのですが、一部の入れかえが行われたのですか、その辺はどうなん

しょうか。

○緒方政府委員 私ここに資料を持合せませんので、正確なことをお答え申し上げかねることはなはだ遺憾でありますけれども、最初申請がございまして、その後設置者におきましてまた検討の末、相当教授陣の入れかえがありまして、そうして現在の審査をいたしておりますものはその新しい申請に基づいてやつておるということとでございます。今のお尋ねはどの程度の入れかえがあつたということとでございますが、これは相当の入れかえがあつたことは聞いております。計数的にちよつとお答え申しかねますことは遺憾であります。

○栗原委員 大学の新設の申請については、申請する期限というのの一応の制限はあるのであります。

○緒方政府委員 申請書の受付期限は一応きめております。しかしその後におきまして、これは審議会において書面審査、実地審査といたしまして、不備の点等については相当指示もいたしまして、意見も申しまして、漸次整備せよということも一面やつております。でございますから、最初の締め切りの期日に提出した申請書におきましても、漸次訂正をし得る部分につきましまして訂正をしていくということとは従来のやり方としてもやつております。

○栗原委員 もしも申請書が一応締め切りに間に合つた、しかしその後その申請書の内容の大部分が変更になる、少くとも柱となるべきものが変わつてくるといふことになる、前の申請書とあとから変更された申請書の内容の関連性というものはどのような考え方

取り扱つておりますか。

○緒方政府委員 これは設置者すなわち申請者の意思にもよりますけれども、前の申請を全然取り下げてそして新しい申請ということになれば、これは別個の案件として審査することになつておると思ひます。しかし今度の場合におきましても、今問題にしておられますのは教員組織の問題でございますけれども、そのほかのことといたしまして、そのほかの重要な一部でございますが、それはそのうちの重要な一部でございますけれども、しかしこのたびの取扱いといたしましては、前後同じ案件であつて内容をその過程において一部修正をした、かような観点からこの問題は取り扱つておる次第であります。設置審議会におきましても取り扱つておるような次第であります。

○栗原委員 私がこういう質問を展開しておるのは、高崎の四年制の経済大学の手續に瑕疵があるとか何とかいうことで、これができなくなることを望んで質問しているのは決してないのです。何とか経済学部を高崎に設置してもらいたいという前提に立つて質問をしておるわけなんです。ただ問題は、そうしたいろいろないきさつがありまして、しかも短期大学の教員陣が新しい教員組織の中に取入れられておらぬ。しかも今の短期大学の教授の諸君は高崎に経済学部の、四年制の大学ができるということに非常に熱心になつて、そしてその設備を完成するために努力してきた、しかも第一回の最初の申請の中にはこれらの教職員の諸君がみな新しい大学の教授陣の中に加えられて申請されておつた、ところが

いつの間にやらそうした人たちが取り除かれておるというところに問題が發展してゐると思ふのです。そこでこのままこの大学がそうした姿の中で進行して参りまして、大学が設置されるということになりますと、大学のできるということについては私どもも地元の人たちも手をあげて大賛成をし、大歓迎をするわけでありまして、もちろんその間に問題が残る。もちろんそのうしたいきさつの陰にはいろいろ事情もございまして、けれども、しかし地元におけるいろいろな市民感情から申しまして、短期大学でいろいろ世話をしてきた先生方が、しかも四年制に昇格をしようということで努力をしてきた先生方が、新しい大学ができると同時に締め出されるということになる。非常に気の毒でもあるし、そういうばかげたことではないではないか、こういうような感情が多分にただよつております。実はきょうここに質問に立つていろいろあちらこちら問ひ合せて参りました。やはりそれでは気の毒だ、しかもこの問題の中に、どうも短期大学の先生の中には左寄りが多い、こういう議論もあります。また一方には差しかえられた教授陣の中には、少し右寄りが多い、こういう議論もされております。しかしそれはいづれも見方であつて、そういう右寄り、左寄りだといふことでこれが問題化していくと、これは容易ならざる問題にならうと思ふのです。少くとも短期大学の教授で今日まで勤めてもらつた方々で、資格がないならばやむを得ないと思ふのですが、資格がある限りの人は、やはり世間で高崎の大学が昇格するのだとい

うことで、また先生方もその昇格のために努力してきた、当然これは新しい大学に引き継がれる、こう思っておる。これはどうしてもやはり新しい大学に引き継いでいただきたい、こういう気分が多分にあります。また一方には短期大学の先生の中にもあるいは生徒の中にも、新しい大学の先生陣はもう少し右寄りだ、こういう議論もありますが、それは見方で、右だといえども、まん中だといえどもまん中かもしれません。こういうことはあまり議論すべきでなくて、設立者の意向もやはり相当用いてやらなければいかぬと思いますが、とにかく今までの短期大学をここで締め出して、新しい大学を設置する、設置者の意向だからといえども、やはりこうした大学の行政を監督しておられる方面において、あとで問題が残らないようにめんどろを見てやるということも行政の中の重要な部分ではないかと思うのですけれども、この点に關してどんなお考えをお持ちでございましょうか。

○緒方政府委員 ただいま実情について詳しくお話があったのでございましてけれども、文部省ないし設置審議会といたしましては、出て参りました申請につきましまして、その内容につきましまして十分検討していずれかをきめるという建前でございまして、これはやはり申請された案件について審査をしていくというのが筋道でございまして、そこに申請者がいかような意向でその短期大学の一部の教員を採用し、一部の教員を採用しないかという点は、いろいろ事情として聞くことはございまして、うけれども、しかし審査をいたすにつ

きましては、御承知のように大学設置基準というのがございまして、これは省令できめておるわけでありまして、この省令に照らしまして新しく出て参りました教員組織が基準に適合するものであるかどうかということ、公正な見地で判断していかなければならぬ、かように考えるわけでございます。そこに何かほかの意図をもって審査をするということになりますと、こういう審査陣でございまして、非常にむずかしいことになります。やはり出て参りました設置者の意向を土台といたしまして、そうしてそれが大学基準に適合するかどうかということ、設置審議会におきましても公正にやつておられるのでございまして、文部省といたしましてはその答申を待つて対処をしていくというのが建前でございまして、ただいまいろいろ実情についてお話がございまして、私どもの基本的な態度としてはただいま申し上げたようなこととございまして。

○栗原委員 一応事務的に答弁をいたせばそういうことになるかと思ふのです。こういう実情を全然知らない問題であればそれで十分だと思ふのです。その通りでいいと思ふのですが、こういう実情がすでに耳に入つてわかつておられる限り、もちろん審議会で結論を出してくれば、その結論が皆さんの今後処置していく基準になることはわかりまうけれども、審議会に対してこういう事情があるのだから慎重に審議して、誤まりない方向を打ち出せといふような配慮は、幾ら基準があるとか何とかいっても、これはあつてしかるべきじゃないのですか。その点どうなんですか。

○緒方政府委員 これは法律によりまして設置審議会に諮問をいたしておるわけでありまして、諮問をいたしておる途中におきましていろいろ文部省で指示していくというものは、やはり審議会の審査の公正に關係することと思ひますので、なるべく文部省としては諮問いたしている段階におきましては文部省の意図といふものはこれを出すべきじゃないだらうと思ひます。ただいろいろの資料につきましましては、入手しました資料等は十分審議会に伝えてやつてもらふということは現在もいたしております。

○栗原委員 大体文部省の意図はわかりましたが、最後にこれは要望と申しますか、お願いと申しますか、申し述べたいと思ふのですが、先ほども申しました通り、地元では新しい大学をぜひほしい、こういう熱意に燃えておりまう。しかしできた大学が生まれる早々もめ上るようなことではたまたまぬからというようなことも、これは地元の大きな感情です。しかもそのもめ上るといふ見通しが答への出し方によつてはかなり予見される。こういう状況下においてやはり文部行政に當る当局においても建前は建前として、諮問したのだから諮問した以上は何ら意思表示すべきでなくて、上つてくる諮問をただ待つのみ、こういうことは形の上ではなるほどそれに相違ないけれども、やはり文部行政をやつていける上からいつて、どうしたらそういう心配が排除されるかといふことについて、まあ至れり尽せりの打つべき手は打つていたいただきたいと思ひます。それにはその問題のあるところを十分究明願ひまして、最も大きな問題はやはり短期大学を四

年制に昇格するという形の中で、今までいろいろ使つておつた、そして働かせておつた短期大学の教員陣を大幅に新しい大学から締め出してしまふ、これにあるわけなんです、これらについて十分配慮を願つて、そうして問題を残さないはんとくにみな喜んで出発できる大学を作つてくれるよう一つ万全の努力を払つていただきたい、こういうことを心からお願ひいたしまして私の質問を終ります。

○長谷川委員長 並木芳雄君。○並木委員 私は政務次官に南極探險の宗谷のことで質問してみたいと思ひます。実は昨日から本日にかけてのラジオ、新聞の報道では、宗谷が氷山にかこまれて難航しておるといふことでございまして、もちろんはるかかなたのこととでございまして、帰路といへどもやすやすと航海を続けることのできないであらうといふことは私も想像はしておりましたけれども、この程度がかなり予想よりも大きいような感じを与えておられるのではなからうかと思ひます。文部省の中に南極地域探検推進本部でございましておられますが、その本部ではこの程度のものであるならば予見されたものであるかどうか、あるいは思つたよりも厚い氷山で、宗谷にとつては想像以上のものではあつたのかどうか、そういうところは私どもざつとばらんに考えて心配なのであります。もちろん松本船長始め優秀なる乗組員がおられることとすし、推進本部としても万全の備へないことを信じて最終的には不安があらうはずはないと思つております。その点は信頼しておりますけれども、何ですか、どうし

てこういうふうになつたのか、またこのくらいのことでは仕方がないのだ、当りまえだ、大丈夫だといふようなことがはつきりいたしませんと、国民としてもいささか不安の念に包まれておるのではないかと思ふのです。そこで私はこの機会に今までの状況、現在並びに将来の対策、政府の答弁の中から大丈夫であるといふところまで確言をしていただくだらう非常に幸ひではなからうか、こういう意味で質問申し上げたわけでありまして。

○稲葉政府委員 宗谷の状況につきましまして並木委員の御質問にお答えを申し上げますが、この程度の困難を予想しておつたか、全く予想せざる困難に達したのかといふ御質問が第一にあつたやうであります。私どもは十分こういう困難を予想しつつ、越冬隊員を残して帰ってくる宗谷の船長あてに、十分慎重に万全を期して無事お帰りになるやうにという電報も打つたのであります。宗谷は基地の設営建設に成功しまして、残留する十一名の越冬隊員と別れて、去る二月十五日の午後零時三十分リョウホルム湾、その中の青氷を離岸いたしまして帰途につきましました。同日午後九時五十分までは比較的すみやかに約三十五海里を航行した後、天候が非常に不良になりましたので、その後十六日まる一日待機いたしました。十七日の午前八時五分にヘリコプターをもつて水路の調査を行いましました。そうして午後九時行動を開始しましたが、風向きが悪いために、つまり東北の風が吹いて浮氷が船にずっと寄つてきますために、密着氷のために前進がきわめて困難になりました。約六時間を費して八百メートルを前進し

たのみで、再び待機状態に入りまし
た。さらに同日午後七時三十分から前
進を開始したが、わずかに百メート
ルしか前進ができませんでした。十八
日の午後現在南緯六十八度二十二分、
東経三十八度四十三分の地点で、さら
に各種の方法により最善の努力を傾け
まして氷海突破を試みましたが、い
れど、目下のところ氷の状況はきわめて
悪く、水路をつけることは困難な状態
で、松本船長は天候による氷の状態の
好転を待っている状態でございます。

南極の気象状況は変化が激しくござ
います。氷海突破の見通しについて
は、今後の気象状況の推移に待たなけ
ればならないのでありますが、統合推
進本部長といたしましては、海上保安
庁と密接に連絡をいたしまして、万
全の措置を講ずる態勢にございます。

現在海上保安庁におきましては、松本
船長に対し船長の判断によつて、付近に
行動している外国の砕氷船の援助を受
けられるよう連絡をとることを指示し
ておりました。そしてまた米海軍に対
しましては、宗谷の状況を伝えまして、
必要の場合援助が受けられるよう打ち
合せを済ましております。こういう状
況のもとに、けさ、二十日午前八時に
宗谷の松本船長から海上保安長に次の
電報が入りました。十九日夕刻より西
南西の風が吹きまして氷盤間にゆるみ
を生じましたので、午後十時五十分か
ら砕氷前進を開始した、こういう報告
が入っておりますから、天候の状態も
ややよくなつて、帰途の前進を開始し
た状態にございます。やや不安が緩和
されたという状態ではありますけれど
も、もうこれで安心、絶対心配ないと

いう状態には決してございませ
ん、今後も外国船、海上保安庁等々と
緊密な連絡をとりつつ無事帰還に対し
万全の対策を立てて、全員無事帰還さ
れるよう祈つておるような次第でござ
います。以上お答えを申し上げます。

○長谷川委員長 高津正道君。

○高津委員 前会山崎始男委員が、岡
山県の自由民主党支部連合会の幹事
長が、校長に対して不当なアンケート
を六項目出した、その資料が配付され
たのでありますが、その資料を拝見し
たしますと、学校長の組合離脱の問題
に対して、設問の中に、「職員を監督す
る地位にある学校長は教員組合を離脱
するのが適当ではないでしょうか。」、
自分の意思をはっきりと表明して、こ
れに反対のことが書けるか、反対はで
きないだろう、離脱が当然だといふこ
とを意思表示をして、そうして設問を
しておる。それは第四項であります
が、第五項において、県教組の問題を
扱つておる中に、「県教組は職員団体
(地方公務員法第五十二条の規定)で
あつて争議権を背景とする団体交渉権
はないものと思ひます。従つて県教組
の立場として労働組合と同一の争議権
を背景とすることはどうお考えになり
ますか。」というように、私は時間の関
係上た二点をここに読んだにすぎま
せんが、このように押しつけたアン
ケートを政党的責任者が校長に対して
出すといふことは、教育の中立性を侵
すものである、この資料によつてい
いよう考へるのであります。

それからもう一点、このほかに、同
県の県会議長がある学校の校長を呼び
つけて、君を県の教育課長に推薦する
が、君は受ける意思があるかどうか、
こういうことを言っており、また自民
党代議士の現役の秘書の名をあげて、
みずから教育委員会に出かけてこれ
をとからぬか、こういうようなこと
を言つておるの、教育人事に対する
関与であつて許すことができない、本
件についても資料の提出を山崎委員が
求めたのでありますが、その資料は出
ておらないのであります。これはお調
べになつたかどうか、この点を質問し
たします。

○内閣府委員 最初の学校長の組合
離脱問題について、自由民主党岡山県
支部連合会の幹事長名で出ておるわけ
でございまして、その第四項に校長の
組合離脱問題、「職員を監督する地位
にある学校長は教員組合を離脱するの
が適当ではないでしょうか。」という
こととございまして、支部連合会の幹
事長の意見でありまして、これに対し
て政策審議の参考に供したい、こうい
うこととございまして、このこと自
体については別に差しつかえないので
はなからうかと考へております。

それから次にお尋ねの「県教組は職
員団体(地方公務員法第五十二条の規
定)であつて争議権を背景とする団体
交渉権はないものと思ひます。従つて
県教組の立場として労働組合と同一の
争議権を背景とすることはどうお考え
になりますか。」これも意見でございま
して、いろいろの方がいろいろな意見
を出されるのは、私は当然ではないか
と思ひます。それに対してお答えする
方も自由であります、これは強制し
ておるわけではございません。特に匿
名でもいい、こういうふうにしており
ますので、この点に関する限りは差し
つかえないのではなからうかと思ひ

ます。
それから次の第二点のお尋ねでござ
いました、人事権に関与をしたとい
うお話でございまして。これは別に資料
として御要求になつておるとは私ども
存じませんでしたが、事実を調べてみ
ましたところ、事実によりまして、そ
ういふ事実があつた、しかし県の教育
委員会としてはお断わりいたしました
、こういうことでございまして。

○高津委員 アンケートにおいてこの
くらいなことは差しつかえない、こ
ういふお考えであります、私は政府と
いうお考えからこういう質問をすれ
ば、これは非常な精神的圧迫になる、
これに同調した答えを書かざるを得な
い、書かないならば首が危ない、こ
ういふように受け取るに違ひないと思
うのであります、今の御答へでは、こ
ういふ程度は差しつかえないのだ、こ
ういふこととあります。私は了承できま
せんけれども、共産党や社会党におい
て、次から次へとこれとはちやうど真
反対のアンケートを求めても、それは
何ら政治的関与にはならないわけだ
と、どつちからどの角度からこのや
うなアンケートを執拗に全国に求めよ
うと申すのか。その点をお伺いし
ておきます。

○内閣府委員 まあいろいろアン
ケートが出されることは御承知の通り
でございまして、新聞その他広報機関
でもやつておられますし、私はそれが強
制してない限りにおいては差しつか
えないと思ひます。それでこ
れにも「御回報に対し氏名は発表いた
しません、しかし御都合により匿名で
もよろしいが郡市名だけは御記入願
います。」この抜け穴と申しましょ
う、この注意書きがあれば、どうい
う角度からのアンケートを校長に対し
てやつてもよろしい、こういうように
あなたの意味を解釈してよろござい
ますか。

○内閣府委員 これはもちろん政策
審議の参考にすることとござい
ますので、これはいやならお出しにな
らぬで差しつかえないのです。別に強
制しておりません。それから今お話の
ように、匿名でもつけようです、ただ
郡市といったのは、おそらく山村な
り、都市なりにおけるいろいろな動向
というものが知りたい、こういうふう
にお考えになつたのではなからうか
と思ひます。

○高津委員 それでは政府と共産
党や社会党が、むろん各都道府県の県連合
会において、同じように政策審議の必
要からそのことをなすのでありまし
て、これだけのものであるならば何ら
差しつかえない、こういうように受け
取つてよろございまして。

○内閣府委員 よろしいと思ひま
す。

○高津委員 それでは今の教育人事権
の関与の問題でございまして、受けな
かつたからそれでいいというだけの
ものでしょうか。受けるには至らなかつ

たが、そのやうな行為そのものは、果
会議長のそのような行為に出ること
は、文部省としては何ら不当だと思
われないし、そんなことはきわめてあり
得ることだ、何でもないことだ、こう
いうようにお考えになりますかどう
か。

○内閣府委員 これはそのときの状
況によると思うのですが、議長が職権
を乱用するやうなことがあれば、これ
はつしんでいただきたいと思うので
すが、ただ推薦をするというのは、ど
なたでもあり得ることだと思います。
本件については、議長は多少執拗に食
い下ったようですが、結局教育委員会
の判断を了とせられて採用しなかつた
ということでありました。

○高津委員 これも私は山崎始男君に
かわることができませんので、私個人
としては了承はできませんが、時間の
関係上次の問題をお尋ねいたします。
それは四月から苑春防止法が実施さ
れるのであります、その業者たちは
旅館という名前で相変らず擬装営業を
やっています、こういうおそれがありま
すので、お尋ねを申すのであります。
今月に入りまして、渋谷区の鳩森小学
校、この学校は八百二十余名の学童を
収容しておりますが、明治神宮の外苑
と新宿御苑の中間にはさまれておる地
帯で、理想的な住宅地帯であります
が、この鳩森小学校の学区内にさか
くらげといわれるやうな営業を多くや
る旅館が三十数軒あつて、この鳩森小
学校のすぐ近くにも五軒もある。普
通、小学校の在学者の他の学校への年
間の転校者は一・何%とか、あるいは
二%にすぎないものであるが、本校にお
いては五・六%も転校者がある。父兄

が子供への影響を非常に案ぜられる
と、孟母三遷の教を守つて他の地区
へ涙をのんで転居する。そうしてある
者は通わせるのではありませんけれども、
子供とともにその学校へこの学区か
ら避難する、こういう事実もあり、そ
うしてそこに大きな旅館があつて、
夜、客が来てそのホテルに入つて、自
家用車の置き場がないのですから、
この自家用車がたぶん正門から学校
の中へ入つて、朝、子供が行くときも、
朝寝をした客がその車に乗つて車を
ターンして出ていくので、非常に影響
が悪いので、ついに鳩森小学校はその
正門を閉鎖するに至つたのでありま
す。これは昨年のことでありましたが、
本年に入りまして、渋谷区教育環境対
策協議会なるものを新たに設け、そう
してボスターをたぐさんその学区内に
張り回し、真剣に教育環境の浄化に努
めておるのであります、これに對し
て文部省は調査をなさつたのでし
ょうか、どうでしょうか。もし調査をな
さつておれば、その結果を承りたいと
思ひます。

○小林(行)政府委員 お尋ねの渋谷の
鳩森小学校の問題でございますが、これ
は最近幾つかの新聞に数日間わたつ
て出たことにつきましては、私もも
承知いたしておりますが、主管の東京
都の教育委員会におかれましては、まだ
はっきりした実情はつかんでおられな
いようでございます。文部省といたし
ても、東京都につきましても、でき
れば連絡して、それから調査をいたし
てみたいと思つております。ただ御承
知のように、そういった教育環境の浄
化の問題につきましては、建築基準法

に文教地区の指定ということがござい
まして、文教地区に指定されまして、
その地域内におきましては、たとえ
待合その他のやうな特定の建物のため
の建築の制限あるいは禁止ということ
は、地方公共団体の条例でこれをやる
ことができるというふうになっており
ますが、すでにでき上つたものに對し
ましては、これを除去するというやう
なことは、現在の法制のもとでは非常
に困難なわけはなからうかと推測いた
しておる次第でございます。

○高津委員 主管の東京都の教委でも
まだ実態をつかんでいないやうである
というお答えであります、私はこう
いうやうな大きな問題が現われて、有
力な新聞がしばしばその問題を跡づけ
て運動の展開を報道しておるといふ
やうな場合には、主管の東京都の教委が
やるだけではない、文部省自体がこれ
は自分の目でも見ようといつて出かけ
て見るだけの熱心さがほしいと思つた
のであります、これに對してはどのよ
うなお考えでしょうか。

○小林(行)政府委員 お尋ねの御趣旨
は、ごもっともでございます。文部省と
しては東京都とさつき連絡いたしま
して、実情の究明と申し上げます、把握
に努めたいと思つております。

○高津委員 初めに申しましたよう
に、苑春防止法の実施を前にしまし
て、これが教育に重大な影響があるよ
うに彼らが偽装営業を始めて、やはり
食べていくといふことになるのではあ
るまいかと私は想像いたします。こう
いうやうなことに對しては、あとから
問題を追つかけるというのではなし
に、前もって文部省では、こんな事件
があるのならば、これは今よく調べて

おいて、何らかの法的な措置を講ず
る、こういうやうなことを多少は先手
を打つた仕事をやるべきであらうと考
えるのであります、これに對するお
考えはいかがでしょうか。

○小林(行)政府委員 ただいま苑春防
止法に關連してお尋ねでございます
が、これはもちろん文部省の立場か
ら、学校環境の維持あるいは環境浄化
ということから申すと非常に重大な問
題でありますけれども、単に教育の觸
点ばかりでなく、いろいろ旅館営業の
風紀問題あるいは衛生問題等、非常に
関連するところが大きいわけござい
まして、教育の立場からだけではこれ
について意見を持つことはなかなか困
難だと思つております。現在では御承知
のように、先ほど申しました通り、こ
の文教地区の設定ということが、都知
事あるいは建設大臣のルートでできる
ことになっておりますので、そうした
ものに指定してもらつて、それが最も望
ましいのではないかと考えております。

○高津委員 文教地区の設定というこ
とを建設大臣がやつてもらうことが望
ましいと文部省の方では希望してお
ると言われるのであります、教育の立
場からはこうなんだといふことを建設
大臣に向つてどんどん言つて、そうし
て教育を守るように働かせることが私
には必要だと思つたのですが、そういうこ
とをやるとお考えがあるのかどうか、お
伺いします。

○小林(行)政府委員 先ほど申しまし
たように、その学校の周囲にそうした
営業的なものができることは好ましく
ないわけでございますが、しかしでき
たものについてこれを除去するという
ことには、現在の法制上できない

ことになっております。またこれにつ
いては、この除去についての補償とい
うこともおそろしく起つてくるという
ふうにお考えられますので、非常にめ
どめな、困難な問題だと思つておりま
す。将来の問題としては、この制度そ
のものについても文部省としても研究
しなければならぬと思ひますが、現在
の法制上でも、これを文教地区に都が
指定をする決心をして、しかも建設大
臣の方に申請をすれば、できないわけ
ではございませんので、まずそういった
段階的な方策を講じてもらふのが、
文部省としては一番いいんじゃないか
というふうにお考えしております。

○高津委員 と思つていふという第三
者の考えでなしに、文部省が、都と
があるいは建設省の方に、プッシュと
いう言葉も困るのですが、押しまくる
でも困るが、執拗にその問題を主張す
るという、そういう熱意はないのです
か。

○小林(行)政府委員 十分東京都の教
育委員会に連絡をいたしてみたいと思
つております。

○高津委員 第二種の文教地区の指
定——第一種というのはどういう内容
ですか。

○小林(行)政府委員 これは制限され
る建築の営業の種類について多少の相
違があるやうでございます、第一種
の方では、待合その他のものばかりで
なく、たとえばパチンコのような遊
場とか、あるいはダンスホールとい
うやうなものまで強く制限されている
やうであります。第二種の方では、そ
ういった遊戯場あるいはダンスホール
というやうなものは除かれていふよう
でございます。しかしこれは東京都の条

例がそうなっているということでございます。

○高津委員　こういうのが一番露骨に現われている実例で、こんなのがテスト・ケースでありますから、全国の調査をするとともに、特にこの問題については、文部省が都教委と一緒にでもよし、別でも——別に所管争いということでもないはずで、文部省が行って十分の実態をきかめるために調査をすることができようと思います。そういうことをやられる意思ありやいなや。この質問の意味は、やってももらいたいという考えで発言しているわけであります。

○小林(行)政府委員　十分東京都とも連絡をいたしまして、できるだけ実情を把握いたしたいと思っております。

○高津委員　私の質問はこれで終了です。

○長谷川委員長　他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、本日はこの程度といたします。次会は追って公報をもってお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

昭和三十三年二月二十二日印刷

昭和三十三年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局